ほづみデイサービスセンター(一般型) 料金表 (令和3年4月1日改正)

○【基本サービス】通常規模型事業所・5 時間以上 6 時間未満

(算定単位:	1回につま)
(昇化甲型:	1 凹に ノさノ

介護区分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数		567	670	773	876	979
金額		5,976 円	7,061 円	8,147円	9,233 円	10,318円
割利	保険給付費	5,378 円	6,354 円	7,332 円	8,309円	9,286 円
割利負用担者	利用者負担	598円	707円	815円	924円	1,032 円
二割負担	保険給付費	4,780 円	5,648 円	6,517円	7,386 円	8,254 円
担者	利用者負担	1,196円	1,413円	1,630円	1,847円	2,064 円
三割負担	保険給付費	4,183 円	4,942 円	5,702 円	6,463 円	7,222 円
	利用者負担	1,793 円	2,119円	2,445 円	2,770 円	3,096 円

○【基本サービス】通常規模型事業所・6 時間以上 7 時間未満 (算定単位:1 回につき)

介護区分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数		581	686	792	897	1003
金額		6,123 円	7,230 円	8,347 円	9,454 円	10,571 円
割利	保険給付費	5,510円	6,507 円	7,512 円	8,508円	9,513 円
割利負用担者	利用者負担	613円	723 円	835 円	946円	1,058円
二割負担	保険給付費	4,898 円	5,784 円	6,677 円	7,563 円	8,456 円
担担	利用者負担	1,225 円	1,446円	1,670円	1,891円	2,115円
三割負担	保険給付費	4,286 円	5,061 円	5,842 円	6,617 円	7,399 円
	利用者負担	1,837 円	2,169 円	2,505 円	2,837 円	3,172 円

○【基本サービス】通常規模型事業所・7 時間以上 8 時間未満 (算定単位:1 回につき)

	介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数		655	773	896	1018	1142
	金額	6,903 円	8,147円	9,443 円	10,729円	12,036 円
一割負担	保険給付費	6,212 円	7,332 円	8,498円	9,656 円	10,832 円
負者	利用者負担	691円	815円	945円	1,073 円	1,204 円
二割負担	保険給付費	5,522 円	6,517円	7,554 円	8,583 円	9,628 円
負者 担	利用者負担	1,381円	1,630円	1,889円	2,146円	2,408円
三割負担	保険給付費	4,832 円	5,702 円	6,610円	7,510 円	8,425 円
	利用者負担	2,071 円	2,445 円	2,833 円	3,219 円	3,611 円

(提供するサービスの時間帯は、基本6時間以上7時間未満又は7時間以上8時間未満となります。)

<加算内容>

		サービス提供 体制強化加算(II)	入浴介助 加算(I)	中重度者 ケア体制加算	個別機能 訓練加算 I (イ)	科学的介護 推進体制加算
単位数		18	40	45	56	40
金額		189円	421円	474円	590円	421円
一割負担	保険給付費	170円	378円	426 円	531円	378円
割用 者	利用者負担	19円	43 円	48円	59円	43円
二割負担	保険給付費	151円	336円	379 円	472 円	336円
担担	利用者負担	38円	85 円	95 円	118円	85円
三割負担	保険給付費	132円	294 円	331 円	413円	294 円
	利用者負担	57円	127円	143円	177円	127円
	草定単位	1回につき	1日につき	1 日につき	1 日につき	1 月につき

- *サービス提供体制強化加算(Ⅱ):介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が 1/2 以上配置している場合に加算
- * 入浴介助加算(I):入浴介助を行なった場合に加算
- *中重度者ケア体制加算:要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であり、指定基準を規定する 介護職員又は看護職員数に加え2名以上配置しており、提供時間を通じて看護職員を1名以上確保している場合に加算
- *個別機能訓加算(I)イ:残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的に、理学療法士らが、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行うことで算定される加算
- *介護職員処遇改善加算(I):基本サービス費に各種加算を加えた総単位数×5.9%を算定 介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みをおこなうことを目的とした加算
- *介護職員等特定処遇改善加算(I):基本サービス費に各種加算を加えた総単位数×1.2%を算定経験・技能のある介護職員に重点化した職員のさらなる処遇改善を行うことを目的とした加算
- *新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的上乗せ:基本サービス費の単位数×0.1%を算定 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで算定する加算。
- *感染症等対応加算:基本サービス費に3%を算定 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算 (令和4月~6月の予定)
- *科学的介護推進体制加算:心身の状況などに係る情報を厚生労働省に提出、サービスを適切かつ有効に 提供する為に情報を活用することで算定する加算。
- (注)上記の料金は厚生労働省令による告示上の変更に合わせて変更します。

その他の費用について

①食事の提供に要する費用 昼食代		昼食代(515円)・おやつ代(100円)を請求します。		
②サービス提供にあたり 必要となるおむつの費用		利用者の実費負担となります。		
_	③レクリエーション・ クラブ活動の費用 クラブ活動に参加希望される場合、材料代等の実費を請求します。			
	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル料を記しただし、利用者の体調の急変、急な入院等の場合はキー			
④キャンセル料	利用前日までの営業時間内のご連絡の場合		キャンセル料は不要です。	
	利用前日	の営業時間終了までにご連絡のない場合 む)は実費を請求します。		